

議案第52号

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和57年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号を次のように改める。

(3) 授業料 年額 118,800円

第9条の見出し中「授業料」を「入学料等」に改め、同条中「授業料の」を「入学料及び授業料（以下「入学料等」という。）の」に、「授業料を減額し、又は免除する」を「入学料等を減免する」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前条の規定により入学料を減免したときは、前項の規定にかかわらず、入学料の全部又は一部を返還するものとする。

附 則

- 1 この条例中第9条及び第10条の改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日前から引き続き在学する者に係る授業料は、改正後の鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

県立農業大学校の授業料の額を改定し、及び入学料の減免制度を設けるため、所要の改正をしようとするものである。